

議案第10号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応す

る移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(11の4) 略</p> <p>(12) 介護保険法第69条の7第1項若しくは第5項又は第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(11の4) 略</p> <p>(12) 介護保険法第69条の7第1項若しくは第5項又は第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p>

ウ 介護支援専門員証の再交付 1件につき1,200円

エ及びオ 略

(12の2)及び(12の3) 略

(13) 介護保険法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設
の開設の許可 1件につき64,000円

(13の2)～(15の4) 略

(15の5) 鳥取県立保育専門学院における成績証明書、指定保育
士養成施設卒業証明書その他の事実を証する書類の交付であっ
て、現に同学院に在学する者に対するもの以外のもの 1件に
つき420円

(16)～(24) 略

(24の2) 鳥取県立看護師等養成施設における成績証明書、卒業
証明書その他の事実を証する書類の交付であって、現に同施設
に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円

(25)～(111) 略

(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第
105号。以下「動物愛護法」という。）第10条第1項の規定に
基づく動物取扱業の登録 1件につき15,000円

(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく動物取扱業

ウ 介護支援専門員証の再交付 1件につき1,100円

エ及びオ 略

(12の2)及び(12の3) 略

(13) 介護保険法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設
の開設の許可 1件につき63,000円

(13の2)～(15の4) 略

(15の5) 鳥取県立保育専門学院における成績証明書又は指定保
育士養成施設卒業証明書の交付であって、現に同学院に在学す
る者に対するもの以外のもの 1件につき420円

(16)～(24) 略

(24の2) 鳥取県立看護師等養成施設における成績証明書又は卒
業証明書の交付であって、現に同施設に在学する者に対するも
の以外のもの 1件につき420円

(25)～(111) 略

(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第
105号。以下「動物愛護法」という。）第10条第1項の規定に
基づく動物取扱業の登録 1件につき11,000円

(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく動物取扱業

の登録の更新 1件につき12,000円

(111の4)～(122) 略

(123) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第34条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 危険物の規制に関する政令第33条第1号から第4号までに掲げる事項の書換え（第116号又は次号に掲げる事務と併せて行う書換えを除く。）に係るもの 1件につき700円

イ 略

(124) 略

(125) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条の5の規定に基づく消防設備士免状の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 消防法施行令第36条の4第1号から第4号までに掲げる事項の書換え（第120号又は次号に掲げる事務と併せて行う書換えを除く。）に係るもの 1件につき700円

イ 略

(126)～(215) 略

(216) 家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく講習会の実

の登録の更新 1件につき8,000円

(111の4)～(122) 略

(123) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第34条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 危険物の規制に関する政令第33条第1号から第4号までに掲げる事項の書換えに係るもの 1件につき700円

イ 略

(124) 略

(125) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条の5の規定に基づく消防設備士免状の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 消防法施行令第36条の4第1号から第4号までに掲げる事項の書換えに係るもの 1件につき700円

イ 略

(126)～(215) 略

(216) 家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく講習会の実

施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 家畜人工授精に関する講習会 1件につき18,000円

イ及びウ 略

(217)～(221) 略

(222) 雌牛の体内からの受精卵の採取 1件につき43,900円

(223) 略

(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア及びイ 略

ウ 馬伝染性貧血 1件につき1,300円

エ～カ 略

キ ヨーネ病

(ア) 酵素免疫測定法による検査 1件につき680円

(イ) 略

ク 略

施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 家畜人工授精に関する講習会 1件につき17,160円

イ及びウ 略

(217)～(221) 略

(222) 雌牛の体内からの受精卵の採取 1件につき43,000円

(222の2) 略

(223) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア及びイ 略

ウ 馬伝染性貧血 1件につき1,200円

エ～カ 略

キ ヨーネ病

(ア) 酵素免疫測定法による検査 1件につき630円

(イ) 略

ク 略

(224) 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定

(225) 家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2第3項の規定に基づく家畜の検査及び同法第5条第1項の

に基づく家畜に対する注射、薬浴又は投薬 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 注射

(ア) 豚コレラ 1件につき120円

(イ) 炭疽^そ 1件につき170円

(ウ) 豚の流行性脳炎 1件につき190円

(エ) 気腫疽^{しゅそ} 1件につき270円

(オ) 牛流行熱 1件につき440円

(カ) イバラキ病 1件につき450円

(キ) ニューカッスル病 1件につき5円

(ク) 豚丹毒 1件につき150円

(ケ) アカバネ病 1件につき1,100円

(コ) オーエスキー病 1件につき210円

(サ) その他のもの 1件につき1,100円

イ 薬浴 1件につき200円

ウ 投薬 1件につき670円

(225) 家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2第3項の規定に基づく家畜の検査及び同法第5条第1項の

規定に基づく家畜の検査のうち監視伝染病の発生を予察するために
行うものを除く。)を行った旨の証明書の交付 1件につき400円

(226)～(319の2) 略

(319の3) 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通
免許状又は特別免許状の有効期間の延長 1件につき2,200
円

(320)～(320の3) 略

(320の4) 平成19年改正法附則第2条第4項の規定に基づく修
了確認期限の延期 1件につき2,200円

(320の5)～(326) 略

規定に基づく家畜の検査のうち監視伝染病の発生を予察するた
めに行うものを除く。)、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証
明書の交付 1件につき400円

(226)～(319の2) 略

(319の3) 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普
通免許状又は特別免許状の有効期間の延長 1件につき2,000
円

(320)～(320の3) 略

(320の4) 平成19年改正法附則第2条第4項の規定に基づく修
了確認期限の延期 1件につき2,000円

(320の5)～(326) 略

(327) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第1
項又は第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示

ア 開示請求に係る手数料 当該開示請求に係る一の国会議員
関係政治団体(政治資金規正法第19条の7第1項に規定する
国会議員関係政治団体をいう。以下同じ。)の少額領収書等
の写しにつき300円

イ 開示の実施に係る手数料 開示を受ける一の国会議員関係
政治団体の少額領収書等の写しにつき、次に掲げる開示の実

施の方法の区分に応じ、それぞれに定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号において「基本額」という。）。ただし、基本額（政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第3項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同令第11条第3項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

(ア) 閲覧 少額領収書等の写し100枚までごとにつき100円

(イ) 少額領収書等の写しを複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付 交付する用紙1枚につき10円

(ウ) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ

(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

(エ) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

(オ) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき90円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

(327) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 少額領収書等の写しを複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに
限る。）の交付 用紙1枚につき10円

イ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電
磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて
は認識することができない方式で作られた記録をいう。以下
同じ。）を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適
合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生
することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光
ディスク1枚につき30円

ウ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電
磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径
120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが
可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1
枚につき50円

(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告
閲覧対象文書（同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規
定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項におい
て準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第19条の

(328) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報
告閲覧対象文書（同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規
定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項におい
て準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第19条の

14の規定による政治資金監査報告書をいう。以下同じ。)の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付
光ディスク1枚につき30円

ウ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付
光ディスク1枚につき50円

14の規定による政治資金監査報告書をいう。以下同じ。)の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額

ウ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付
光ディスク1枚につき50円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額

エ 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付
光ディスク1枚につき90円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加

2 略

えた額

2 略

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第123号及び第125号の改正規定は、公布の日から施行する。